

年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会（第20回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月1日（火） 14:00 から 16:30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）島方部会長、三浦部会長代理、畛田谷委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、干田事務室長、山瀬事務室次長、
青木事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）厚生年金の7件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月8日（火）14:00 から開催されることとなった。

文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会（第27回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月2日（水） 14：00 から 16：00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、干田事務室長、
山瀬事務室次長、森田事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金の6件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何かなどについて、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月9日（水）14：00 から開催されることとなった。

文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会（第26回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月3日（木） 14:00 から 16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、干田事務室長、
山瀬事務室次長、武田事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の3件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何かなどについて、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月10日（木）14:00 から開催されることとなった。

文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会（第8回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月4日（金） 14:00 から 16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）臼田部会長、箕野部会長代理、瀬川委員、藤澤委員
（中国四国管区行政評価局）干田事務室長、山瀬事務室次長、國行事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金の1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、3件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月11日（金）14:00 から開催されることとなった。

文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会（第21回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月8日（火） 14:00 から 16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）島方部会長、三浦部会長代理、畛田谷委員、柏信委員
（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、青木事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金の4件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の3件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月15日（火）14:00 から開催されることとなった。

文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会（第28回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月9日（水） 14:00 から 16:00

2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室

3. 出席者

（委員会）高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員

（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、

山瀬事務室次長、森田事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- （1）年金記録確認申立書受付件数について
- （2）あっせん案の審議
- （3）申立案件の審議
- （4）その他

5. 会議経過

- （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、5件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
- （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何かなどについて、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
- （4）次回は、7月16日（水）14:00 から開催されることとなった。

文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会（第27回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月10日（木） 14:00 から 16:30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員
（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、
山瀬事務室次長、武田事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の3件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何かなどについて、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月17日（木）14:00 から開催されることとなった。

文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会（第9回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月11日（金） 14：00 から 16：00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）臼田部会長、箕野部会長代理、瀬川委員、藤澤委員
（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、
山瀬事務室次長、國行事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金の2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の3件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何かなどについて、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月18日（金）14：00 から開催されることとなった。

文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会（第22回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月15日（火） 14：00 から 16：45
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）島方部会長、三浦部会長代理、畛田谷委員、柏信委員
（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、
山瀬事務室次長、青木事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金の1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の5件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何かなどについて、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月22日（火）14：00 から開催されることとなった。

文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会（第29回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月16日（水） 14：00 から 15：30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員
（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、
山瀬事務室次長、森田事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、4件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月23日（水）14：00 から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会（第28回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月17日（木） 14:00 から 16:30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員
（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、
山瀬事務室次長、武田事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の3件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何かなどについて、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月24日（木）14:00 から開催されることとなった。

文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月18日（金） 14：00 から 16：30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）臼田部会長、箕野部会長代理、瀬川委員、藤澤委員
（中国四国管区行政評価局）干田事務室長、山瀬事務室次長、國行事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金の2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、4件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月25日（金）14：00 から開催されることとなった。

文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会（第23回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月22日（火） 14：00 から 16：45
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）島方部会長、三浦部会長代理、畛田谷委員、柏信委員
（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、
山瀬事務室次長、青木事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、4件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何かなどについて、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月29日（火）14：00 から開催されることとなった。

文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会（第30回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月23日（水） 14:00 から 16:30

2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室

3. 出席者

（委員会）高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員

（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、

山瀬事務室次長、森田事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- （1）年金記録確認申立書受付件数について
- （2）あっせん案の審議
- （3）申立案件の審議
- （4）その他

5. 会議経過

- （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- （2）国民年金の5件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の2件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
- （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
- （4）次回は、7月30日（水）14:00 から開催されることとなった。

文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会（第29回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月24日（木） 14：00 から 16：45
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩部会長、伊藤部会長代理、酒井委員
（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、
山瀬事務室次長、武田事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金の3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定するとともに、1件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何かなどについて、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、7月31日（木）14：00 から開催されることとなった。

文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会（第11回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月25日（金） 14：00 から 16：30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）臼田部会長、箕野部会長代理、瀬川委員、藤澤委員
（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、
山瀬事務室次長、國行事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金の2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、3件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何かなどについて、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、8月1日（金）14：00 から開催されることとなった。

文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会（第24回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月29日（火） 14:00 から 16:30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）島方部会長、三浦部会長代理、畛田谷委員、柏信委員
（中国四国管区行政評価局）干田事務室長、山瀬事務室次長、
青木事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金の1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、4件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何かなどについて、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、8月5日（火）14:00 から開催されることとなった。

文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会（第31回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月30日（水） 14：00 から 16：45
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員
（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、
山瀬事務室次長、森田事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、8月6日（水）14：00 から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会（第30回）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月31日（木） 14:00 から 16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員
（中国四国管区行政評価局）宮川局長、干田事務室長、
山瀬事務室次長、武田事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金の2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の1件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、8月7日（木）14:00 から開催されることとなった。

文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり